

令和3年第6回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和3年6月25日（金）午前10時35分

2 閉 会 日 時 令和3年6月25日（金）午前11時10分

3 場 所 小国町役場 4階 大会議室

4 出席した委員	1 番 山 口 満	5 番 大 谷 健 人
	2 番 舟 山 孝 夫	6 番 安 部 茂
	3 番 舟 山 秋 子	7 番 横 山 信 一
	4 番 小 嶋 剛	

5 出席した職員 事務局長 渡 邊 久 光
農地調整係長 羽 田 伸 美
書 記 大 谷 虎 之 介

6 付 議 案 件

報 第 3 号 農地法第4条第1項による許可申請の取下げについて

議第19号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権設定)

議第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
(使用賃借権設定)

議第22号 非農地証明願に対する決定について

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

そ の 他 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価と令和3年度の目標
及びその達成に向けた活動計画の決定について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和3年第6回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、3番委員、4番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、報第3号「農地法第4条第1項による許可申請の取下げについて」を上程します。報第3号について、事務局に報告を求めます。

事務局 (説明)

議 長 つぎに、議第19号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第19号の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

1番委員 4月14日に■■■さんに依頼があり相談をしました。■■■さんは、体調が優れないため、小国には戻ってこないため整理をしたいということでした。■■■さんの農地は、現在■■■さんが借りて作っているため、■■■さんでいいのではと話になりました。申請があったので、6月20日に電話で再度確認したところ、申請どおりであるということでした。農地法第3条の審査方法に照らし合わせても問題ないと判断してきました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、採決いたします。議第19号について、申請どお

り許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 19 号について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に議第 20 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4 番委員 6 月 23 日午前 9 時から本人立ち会いのもと現地調査をしてきました。家屋新築のための転用申請でした。地目は、田んぼで昨年まではそばを作付けしていたとのことでした。目の前の待避所も自分の土地のため、そこも活用しながら住宅を建てる予定とのことでした。現状、話等をお聞きして異議無しと判断してきました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、採決いたします。議第 20 号について、原案のとおり決定することにご異議のない方の挙手を求めます

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 20 号について、原案どおり決定することにいたします。

議 長 次に議第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

5 番委員 6 月 2 2 日午前 8 時 3 0 分から調査して参りました。賃貸人の■■■さんの母親と連絡を取りましたが、仕事の都合で立ち会えないということで、電話で確認しました。現地には、賃借人の■■■の担当職員に立ち会ってもらいました。近くに■■■の砂利を収集しているところがあり、現在はこの土地の周りのところで砂利採取をしています。周りも林になっており、影響ないと確認してきました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

3 番委員 申請面積は、6 7 8 m²ですが、下の事業の申請面積の 6, 5 4 1 m²の中に含まれているということですか。

事 務 局 委員におっしゃるとおり、含まれている面積になります。

議 長 その他、ございませんか。無いようでございますので、採決いたします。議第 2 1 号について、原案どおり決定することにご異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議ないようでございますので、議第 2 1 号について、原案どおり決定することにいたします。

議 長 次に、議第 2 2 号「非農地証明願に対する決定について」を上程します。議第 2 2 号について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

1 番委員 6 月 2 2 日午前 9 時から現地調査をしました。■■■さんは、現在東京にいるため現地には来られないということでした。不動産の関係でお世話になった■■■の■■■さんと■■■さんに昔、家のあったところでお話をお聞きしました。世話人ということでもないので、経緯だけお聞きして、農業委員会だけで調査をしました。申請では、平成 3 年に耕作を中止したとあるが、元住宅付近の番号 1 から番号 5 は農地として再生可能と判断しました。■■■がそば畑として綺麗に整備されているため、その周辺ということで柳が生えているなどの傾向が見えないため、非農地として判断することはできないという判断でした。

議 長 調査委員より報告いただきましたが、確認のため各筆について再度、非農地と確認した部分についてもう一度お願いします。

1 番委員 番号 6 から番号 1 1 までは、非農地として認める。番号 1 から番号 5 までは非農地として認められないと判断してきました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、採決いたします。議第 2 2 号について、番号 6、7、8、9、1 0、1 1 の 6 筆の農地について、申請どおり非農地と決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 2 2 号について、番号 6、7、8、9、1 0、1 1 の農地について、申請どおり非農地と決定することといたします。

議 長 次に、その他「農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 次に、その他「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価と、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見等ありましたらご発言をお願いします。

議 長 質疑ないようですので、「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価と、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」については、この内容を決定することといたします。

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第 6 回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前 1 1 時 1 0 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和３年６月２５日

議 長 横山 信一

署名委員 舟山 秋子

署名委員 小嶋 剛